

教学指第1600号
教特第915号
教安第1408号
教体第924号
令和3年3月19日

各県立学校長 様

教 育 長

「緊急事態宣言」の解除に伴う県立学校の対応について（通知）

「緊急事態宣言」期間中の県立学校の対応については、「新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について（通知）」（令和3年1月6日付け教学指第1198号他）（以下「1月6日付け通知」という。）等により示してきたところです。

この度、一都三県に対する緊急事態宣言の解除が決定されましたが、感染力が強いとされる変異株の集団発生が伝えられるなど、未だ予断を許さない状況にあり、ここで対策を緩めれば一気に感染拡大へのリバウンドにつながることを懸念されます。

このことを受け、県教育委員会としては、「緊急事態宣言」解除後の県立学校の対応については、引き続き「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン（令和2年12月11日版）」（3月中に一部改訂予定）に基づき、感染防止対策の徹底を図るとともに、修了式以前、学年末休業及び学年始め休業中の教育活動等について、下記によることとしますので、貴校におかれても対応の徹底と、継続的な感染防止対策に万全を期すようお願いいたします。

なお、4月6日以降の教育活動等については、別途通知します。

記

- 1 修了式以前、学年末休業及び学年始め休業中の教育活動について
緊急事態宣言解除後も、「1月6日付け通知」による対応を継続する。
- 2 部活動について
感染対策を引き続き徹底した上で、緊急事態宣言前の各校の部活動の活動方針に基づいた活動に戻す。
※詳細な留意事項については、「緊急事態宣言解除後の県立学校における部活動について（通知）」（令和3年3月19日付け教学指第1598号、教特第917号、教体第925号）を参照すること。

（本件連絡先）

【学習指導に関すること】

教育庁教育振興部学習指導課 TEL：043（223）4057

【障害のある幼児児童生徒に関すること】

教育庁教育振興部特別支援教育課 TEL：043（223）4045

【保健管理に関すること】

教育庁教育振興部学校安全保健課 TEL：043（223）4092

【体育の授業・部活動に関すること】

教育庁教育振興部体育課 TEL：043（223）4108

担当

教育庁教育振興部学校安全保健課 保健班

TEL：043-223-4092 FAX：043-225-8419